

令和3年度 第2回 長野県犯罪被害者等支援条例検討部会

- 1 日時：令和3年7月5日（月）午前10時00分～午後0時00分
- 2 場所：長野県庁本館3階 特別会議室
- 3 出席者
委員：尾崎万帆子、川上哲義、匂坂千穂、宮坂節勇、山本京子
長野県：県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課、くらし安全・消費生活課）
長野県警察本部（警務課犯罪被害者支援室）

1 開会

○東補佐（長野県県民文化部人権・男女共同参画課）

皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第2回長野県人権政策審議会犯罪被害者等支援条例検討部会を開会させていただきます。

私は、事務局を担当いたします人権・男女共同参画課の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の運営についてですが、人権政策審議会は原則公開としておりますので、本部会においてもこれによります。あらかじめ御承知おきください。

2 あいさつ

○東補佐

開会に当たりまして、長野県県民文化部長の中坪成海から御挨拶を申し上げます。

○中坪県民文化部長

皆様、おはようございます。県民文化部長の中坪でございます。第2回目の検討部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今年の梅雨も後半に入りまして、静岡県の方では地すべりも発生しているということで、大変心配をされる状況でございます。本日、大変足元の悪い中ですが、匂坂部会長さん、また、本日は全ての委員の皆さんに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回、5月7日に第1回目の部会を開催させていただきました。他県の条例等も参考にしながら、それぞれのお立場から幅広い御意見を頂戴したところでございます。前回2時間ほどの会議時間を取らせていただきましたけれども、時間のほうも必ずしも十分でなかったかと思っておりますし、また、御欠席をされた委員さんもいらっしゃいましたので、今回につきましても、引き続き、前回の議論も踏まえつつ、条例に盛り込んでいただく内容、それからどんな支援策を考えていったらいいかということについて、御意見

を頂戴できたかと思っているところでございます。

また、これから県として、事務局として、条例の案や考え方を取りまとめていく上でも、いただく意見の基になる考え方や理念というのもありましたら、ぜひ併せて御意見を頂戴できると大変ありがたいと思っているところでございます。

また、今後の進め方につきましては、本日の会議の進捗状況にもよりますし、部会長さんとも御相談しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、前回、そして今回の御意見を十分踏まえながら、県のほうで事務局としてどんな条例の骨子にしていくか、また施策はどんなことが考えられるのかというのを、これから取りまとめを進めていきたいと思っているところでございます。

ぜひ、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、また御議論を頂戴できますようお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東補佐

ここからは、失礼ながら、座って御説明させていただきます。

本日は、部会を構成する5名の委員、全ての皆様に御出席をいただいております。

ここで、今回より御参加の山本京子委員より自己紹介をお願いいたします。

○山本委員

皆様、おはようございます。前回は欠席いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

公認心理師、臨床心理士をやっております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○東補佐

ありがとうございました。

次に県側の出席者ですが、県民文化部長の中坪のほか、事務局を担当いたします人権・男女共同参画課長の柳沢以下職員、そして、庁内の人権施策のうち犯罪被害者等支援に関係する課の職員でございます。出席者の職・氏名は、県関係出席者名簿のとおりでございます。

なお、前回同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日は、関係課職員の出席を最小限にしております。委員の皆様からの御質問や御意見に対してお答えできる関係課が出席していない場合は、後日、関係課に照会し、次回までに資料等にて回答させていただきますので、御了承ください。

続きまして、お手元の資料等確認をお願いいたします。事前にお送りしてある資料は、次第、資料1「第1回検討部会における条例についての主なご意見」、資料2「第1回検討部会における具体的な施策についての主なご意見」でございます。

加えまして、本日皆様にお持ちいただきました前回の部会での資料も御覧いただきながら、本日の議論をお願いしたいと存じます。

なお、本日お席にお配りいたしました資料は、「県関係出席者名簿」「座席表」でござ

います。また、尾崎委員より冊子を御提供いただいております。「市町村における犯罪被害者等基本条例案」でございます。ありがとうございました。

続きまして、本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めさせていただき、終了はおおむね12時頃を予定としておりますので、円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

なお、議事に入ります前に、議事進行についてをお願い申し上げます。会議の内容を録音して議事録を作成することから、御出席の委員の皆様、及び関係課室の出席者は、発言時はマイクをお使ください。また、発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。

議事録は、委員の皆様が発言内容を確認した上で、ホームページに公表することとしておりますので御承知願います。

また、本日の会議は、前回時間の都合で十分御議論いただけませんでしたので、前回の資料をお持ちいただきましたが、それを基に、さらに御意見を頂戴したいと考えております。よろしくお願いいたします。

3 議 事

- ・ 条例に盛り込む内容について
- ・ 支援施策について

○東補佐

それでは議事に入らせていただきます。部会の進行は会長が務めることとなっておりますので、匂坂会長、よろしくお願いいたします。

最初に会長から御挨拶をいただきまして、引き続き会議の進行をよろしくお願いいたします。

○匂坂会長

匂坂から、一言御挨拶を申し上げます。本日は、第2回目の部会となります。一人一人に寄り添った、きめ細かく、迅速な具体的な支援の充実が図られる条例を制定するため、前回に引き続き委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、活発な検討部会になるよう御協力をお願いいたします。簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

本日の部会の運営について確認をお願いいたします。傍聴については、部会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。

部会の議事録については、先ほど事務局からの説明がありましたが、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただき、修正の上、会議からおおむね1か月以内に、県ホームページで公開することといたします。また、議事録では、発言者の指名が表記されます。

以上2点につきまして、御了解いただけますでしょうか。

(「了解」の声あり)

○匂坂会長

それでは、そのようにしたいと思います。

本日の議事の進め方ですが、前回の部会において、県警犯罪被害者支援室から御説明をいただいた事項について、補足の説明があるということですので、まず、県警犯罪被害者支援室から御説明をいただきます。

次に、資料1以下、事務局から説明をいただいた後に、委員からの御意見をお願いしたいと思います。

委員の皆様からの御発言については、先ほど事務局から説明がありましたとおり、前回の会議で時間不足で十分に御発言いただけなかった点や、さらに充実させるべき点などを中心にお願いいたします。

なお、途中新型コロナウイルス感染防止のため、適宜休憩・換気の時間を取りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、県警犯罪被害者支援室から御説明をお願いいたします。

○長尾室長（長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室）

おはようございます。警察本部犯罪被害者支援室の長尾でございます。よろしくお願いいたします。着座ですみません。

まず、委員の皆様には、平素から被害者、その御家族のために、日々本当に御尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

前回、私、所用で欠席してしまいまして、大変失礼いたしました。代わりのうちの中村から、カウンセリング制度の費用負担のことについて説明をしております。その中で、若干説明が不足していた点がございまして、少しお時間をいただいて補足をさせていただきたいと思います。

前回の説明の繰り返しとなりますが、カウンセリングにつきましては、初診の日から3年間は回数に制限を設けず受けていただいております。説明が不足していた点につきましては、このカウンセリングを受ける対象となる方についてでございます。対象となる方については、細かな決まりはあるのですが、原則として、犯罪被害に起因する精神的被害や不安などを抱えている被害者等となっております。ですので、犯罪被害に遭われた方、またはその御家族に限定しておりますので、例えば、立件が困難な精神的な虐待やネグレクトなどの行為、いわゆる犯罪に準ずる行為というようなものにつきましては、警察での公費の対象とはなっていないということとなります。

また、さらに申し上げますと、犯罪被害に遭われた方だとしても、警察には話をしたくないという方がいらっしゃる場合は、その方に支援が行き届かないということになってしまいます。そのほか、犯罪被害に遭ったとしても、社会通念上適切ではないと判断された場合は、除外の対象となっております。

前回、会長はじめ委員の皆様からお話が出たように、カウンセリング費用を広く支援していただくということであれば、警察での公費支出の対象外の方にも支援がいき届くこと

になりますので、大変ありがたいことと考えております。

以上でございます。

○匂坂会長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から説明をお願いいたします。

○柳沢課長（長野県県民文化部人権・男女共同参画課）

人権・男女共同参画課長の柳沢でございます。私のほうから、資料の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

資料の1、そして2ということになります。検討部会議事録を過日委員の皆様にもお送りをさせていただいておりますし、またホームページのほうにも掲載させていただいておりますけれども、前は、令和元年度以降に条例が制定されました18都府県の制定状況等の御説明させていただいたところでございます。

その上で、その18都道府県の多くで規定されている項目について、最大公約数的に取りまとめた資料を、条例に盛り込む内容の案ということで御提示をさせていただきまして、その条例に盛り込む内容についての御意見を伺うとともに、今後取り組んでいったほうがいいと考えられる支援策等についても、併せて御意見を承ったところでございます。

前回頂戴いたしました御意見について、それを、条例についての御意見と、支援策についての御意見とに整理をさせていただきましたものが、資料ということでございます。前回のおさらいの意味を含めて、ごく簡単に、説明をさせていただきます。

最初に資料1、条例についての主な御意見のほうをお願いしたいと思います。

前回示しました資料9「条例に盛り込む内容について（案）」に沿って整理をさせていただきます。

目的、定義、基本理念につきましては、被害者等の権利・利益の保護を図るとか、再被害、迅速性・公正性など盛り込んだほうがいい文言の御提案と、さらに「二次的被害」を「二次被害」に改めたほうがいいなど、文言の修正についての御意見をいただいております。

また、責務等については、市町村への支援についての規定が必要であるというような御意見をいただいたところでございます。

裏面をお願いします。基本的な施策につきましては、見舞金の支給など、条例の規定の中に具体的な取組についての例示をすることなどの御提案のほか、日常生活に関する支援や未成年者への支援、県内に住所を有しない者に対する支援など、新たな項目を追加して規定したほうがよいとの御意見を頂戴しております。

次に、資料の2をお願いいたします。具体的な施策についての主な御意見でございます。

まず、相談窓口について、被害者に対する支援のほか、市町村窓口のコーディネーター等ができる専門的知識を有する職員の配置が必要という御意見をいただいております。また、被害者等に対する経済的な負担の軽減というような形で、生活に要する費用に必要な見舞金等の支給のほか、臨床心理士のカウンセリング料など、心身に受けた影響からの回復に要する費用、転居費用や民間住宅の家賃補助など、居住の安定に要する費用に係る支援策

についても御提案をいただいております。

そのほか、民間支援団体への財政支援や人材の育成についての御意見も頂戴をしております。

前回いただきました意見の概略については、以上となります。いただきました御意見、全て反映することができればよろしいのですが、県としてできること、できないことがございますので、今後、前回頂戴しました御意見と、また、本日頂戴いたします御意見と併せまして、条例の構成、また取り組む支援策などについて、他の条例や施策との整合性を図りつつ、庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、庁内での検討に当たりまして参考とさせていただきたいので、本日の御発言に際しましては、その趣旨、また背景などにつきましても、前回同様、可能な限り御説明いただければありがたく存じます。

その上で、次回には、県としての考え方なども示しながら、検討部会としての取りまとめに向けた御意見を頂戴してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○匂坂会長

事務局からの説明は以上です。

ここからは、委員の皆様の意見をいただきたいと思います。

まず、前回欠席であった山本委員より、未成年者への配慮について御意見をいただきました。山本委員、補足等ございましたらお願いいたします。

○山本委員

ありがとうございます。それでは、前回申し上げたかったことを発言させていただきます。

まずは、県がこの犯罪被害者等支援条例の策定に向けて踏み出したこと、これが、大変ありがたいことだと私は思っております。それと、今、会長からおっしゃっていただきましたように、私は、ぜひ未成年者への配慮を入れていただければと思っております。それは、犯罪被害というのは、本当に老若男女を問わず大変な影響をもたらすわけですが、特に未成年の場合、児童や青少年ですが、そういった方は、犯罪被害によって、あるいはその家族が被害に遭ったということを受けて、心身の発達に影響を受けたり、あるいは教育の機会が妨げられるということも生じまして、適切なケアやサポートがなされなければ、やはりその後の生育や、そのお子さん自身が成人した後の社会生活や対人関係に影響を及ぼすのではないかと、日々感じるところでございます。

被害者の御家族というのが、まだまだ声を上げにくい社会だと思いますが、子供はことさらそういった声を上げることができなかつたり、また、そういった声を上げる機会そのものが少ないのではないかと思うところでございます。

以上でございます。

○匂坂会長

ありがとうございました。具体的な施策としては、どのようなことが考えられますか。

○山本委員

そうですね。一つは、やはり被害を受けた子供の声を聞くということが大事だと思いますし、子供によっては、自分の家族がそういった被害に遭った、犯罪被害に遭った、あるいは自分が直接当事者だった場合に、そういうことを明らかにするとか、オープンにすることがいけないという意識もあるように思います。そういうことを言うのは、何か自分たちに落ち度があったために、あるいは何らかの油断があったために巻き込まれたのではないかみたいな感覚を、大人だったら言葉にして、これが心配、こうだったのかなと言えても、子供の場合は、まだまだそういった言語表現力も十分でなかったりするものですから、いろいろあっても言うに言えない。

ですので、そういうことがあっても、「別にあなたたちが悪いわけじゃない」ということで、言っていないんだということと、そういうことを聞く体制。確かに今、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーですとか、そういう子供の声を聞こうという体制は、教育委員会などいろいろなこと、しかも警察の関係者も整備はされてきていると思うのです。

それでも、まだまだ十分でなかったり、人が足りなかったり、機会が少ないように思います。ですので、教育に関係することもあるかもしれません。犯罪被害者が決して悪いわけではなく、誰しも犯罪被害に遭う可能性は持っているのだから、遭ったときには遠慮なく SOS を出せばいいという教育と、くどくなりますが、その子供の気持ちを受け止める、その両方かなと思うところでございます。

○匂坂会長

ありがとうございました。

スクールカウンセラーは、もちろん県でも市町村でも配置しているところがあると思いますけれども、私の実感として、申し込もうとしても、次は1か月後ですよ、2か月後ですよとか、そういう感じだと思うのです。犯罪被害に当たって、例えばカウンセリングなど、私たちは素人ですので、先生から見て、どういったことが必要かというのを、スクールカウンセラーでは聞かないと思うような点ですとか、何か特別に配慮が必要なこととかございますか。

○山本委員

その辺は、やはり被害によって、子供の傷つき度によっても違うと思うのです。だから、非常にその子供の PTSD、心的外傷といいますか、心理面の外傷度が高ければ、より専門的な被害者支援につなげる必要があると思います。

ただ、私はそういうことよりも、もっと日常生活の場面でのケア、だから、学校側で、例えばスクールカウンセラーがいるとしたら、この子は犯罪に遭ったから特別な配慮をしなくてはいけないとあって、腫れ物に触るようにするのではなくて、養護教諭であれ、担任であれ、スクールカウンセラーであれ、犯罪被害の子供に対しては、こういう基本的なケアが必要だという知識、最低限の知識はみんなが共有して、目の前の子供をサポートする、日常生活でサポートするみたいな、そういうことが、まずは大切かなと思います。

その日常的なサポートによってもなかなか難しいとか、うんとこじれてしまったとかということであれば、いわゆる医療的なケアとか、より専門的なほうにつながるのかなと思います。

ですので、今、会長がおっしゃった子供がすぐ相談したくてもスクールカウンセラーが来月じゃないと来ないとか、予約がいっぱいだみたいな、そういうことがないよう、私どもとしても、常々教育委員会のほうには、スクールカウンセラーの充実をみたいなことをいろいろなところで意見を言わせていただいているのですが、現実的には、年々、県教委のほうでも配置が増えているし、また大分私立の学校でもスクールカウンセラーを置いているような形にはなってきているかと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

○匂坂会長

ありがとうございました。

前回の検討会では、特に具体的な施策について十分に御意見をいただくことができませんでした。条例で条文上規定するか、計画で盛り込むかはともかくとして、長野県が取り組むべきと思われる被害者支援施策について、委員の皆様にご具体的な内容とその必要性について、趣旨、考えられる背景など御意見をいただきたいと思っております。

まず、主な内容として前回話に出ました経済的支援についてです。支援金、見舞金とも言われますが、現金を給付することについて、迅速な支給が必要であるという意見が、宮坂委員と川上委員からいただきました。それについて、御意見をいただきたいと思っております。

通常、殺人や傷害など、故意の犯罪行為によって生命・身体に被害を受けた方の御遺族・被害者の方に給付されるという制度が多いです。その給付対象者について、御意見をいただきたいと思っております。長野県においても、殺人や傷害という感じでよろしいと考えられるか、それとももう少し広げたほうが良いと考えられるかというのを、御意見いただきたいと思っております。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

発言させていただきます。

今の経済的な支援というところで行くと、多くの県・市町村が国の給付金の条件に沿ったものが多く取られているところだと思います。先ほどもカウンセリングのことで警察の方からお話があったように、対象者を広げるということは、県による被害者支援の使命だとするならば、給付金の条件というところにとらわれずに、もう少し広い対象者に見舞金を支給するというところも検討するべきではないかと考えます。

○匂坂会長

具体的には、どのような方に対象を広げるべきだと考えられますか。

○尾崎委員

難しいです。実際に支給する際の手続ということを見ると、どこまでできるのかとい

うところは本当は厳しいところだというのは重々承知はしているのですが、かなり重大な犯罪に限定されているので、もう少し被害の規模が小さいものについても考えてもいいかと思いますが、すみません、もう少し頭の中を整理して再度発言させていただければと思います。

○匂坂会長

例えば、性犯罪などによる精神疾患の場合など、被害に遭って精神的な負担が大きくて仕事が続けられないということと同じだと思うのですが、長野県で多い犯罪類型として、交通事故による死亡の場合にそういうことが考えられると思います。

先ほど、国の給付金とおっしゃったのは犯罪給付金のことだと思うのですが、たいてい故意の犯罪によるということが要件になっているかと思います。

○尾崎委員

過失犯に広げるかということですね。

○匂坂会長

そうですね。その辺少し細かくはなってしまうのですが、もちろん交通事故の場合、保険金があって、それで十分に被害の回復が考えられることはあると思うのですが、迅速な給付金の支給と考えると、私としては、交通事故の死亡者の遺族に対しても、給付されてもいいのではないかと考えています。

東京都中野区では、生計維持者が死亡した場合に、子供のための遺族子育て支援金というものがございまして、生活に困るという意味では、特に生計維持者が死亡した場合には子供にとってはとても影響が大きいと考えると、そのような支援金も考えられるのではないかと考えられます。

ほかに何か経済的な支援ということで考えられることはありますか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

ご苦労さまです。前回の経済的支援の観点から見舞金の支給はどうかという御意見をいただきました。それに関連するのですが、貸付金制度を導入したらどうかという意見でございます。これは貸付けで、先ほどの見舞金は支給なので、矛盾はしないと思うのです。どうか、長野県で条例をつくるなら、他県の条例と同じものではなくて、ここは思い切ってやっちゃうかというぐらいの気構えで、やっていただければありがたいのが一つの貸付金制度です。

勉強不足ですが、神奈川県条例にあったかと思いますが、給付金の支給と貸付金の制度を両方をそろえている都道府県条例はないんじゃないかと思うのです。これは検討材料です。例えば、殺人や強盗致傷とかということで身内を亡くした方が仕事を辞めざるを得ないとか、あるいは生活が困窮して葬式も挙げられないとか、要するに、生活がある日突然困窮する方もいらっしゃるし、何とかやっていける人もいますが、そういった特定の重要犯罪とか、ある程度事件を絞れば、上限を決めて貸付金を無利子で支給し

てもよろしいかと。殺人や強盗致傷の被告人や容疑者は、損害賠償請求で命令がされても、実態は「無い袖は振れない」ということで、損害賠償に応じることができていないのがほとんどだと思います。

自治体が貸付金制度を導入したとして、取りそびれる恐れがありはしないかという意見が出てくるかと思います。そういった場合は、極めて限定的になってくるのですが、犯罪を限定的にして、その限定も、現在のところ犯給法に規定するような、要するにいずれ半年後か半年以上たってから給付金が支給されますので、そこからお返し願えますかという条件で貸付金制度を入れたらどうか。これは今の見舞金制度とは全然別個のことなので矛盾はしないと思うのですが、ぜひ、その辺りも突っ込んでいただければと意見を述べさせていただきます。

以上です。

○勾坂会長

ありがとうございます。現在の犯給法の支給は、大体半年ぐらいはかかってしまうという感じでしょうか。

○宮坂委員

お聞きしているのは早くて半年ですね。もう7か月ぐらいは平均で、何でそんなにかかるのかということもあるのですが、やはり判決が下りなければいけないということもあるのでしょうか。事実関係をしっかり見極めた上で、その人の収入や犯罪の対応など、いろいろなものを総合的にしてやるには、どうしても時間がかかるとはお聞きしています。

よって、やはり先ほどの見舞金もそうですが、そのほかに、生活がある程度できるように、1か月か2か月か、上限を決めて貸付金を支給したらどうか。所詮返してもらうものなので無利子で、見舞金は支給ですからお使いくださいということです。

ちなみに、参考で、私ども犯罪被害者支援センターでは、ネットワークに緊急支援金ですか、正式名称は忘れましたが、それを請求することができるのです。年に2~3件は、担当者が迅速にネットワークを通じてお願いをして、当面の資金ということですが、素早く支給している例がございます。

ただし5万円です。5万円では何ができるのだということですが、ないよりはいいかなというぐらいで、お恥ずかしい話です。そういう制度もあるのですが、拡充はできていないので、今申し上げたように、見舞金制度と貸付金制度を経済的支援の柱にしたら、長野県はすごいなということになると思います。

以上です。

○勾坂会長

ありがとうございます。

川上委員、お願いします。

○川上委員

今、宮坂委員の貸付金の案には大賛成でございます。私の場合は交通事故という扱いで

遺族ですが、自分の話をしてしまうと、先ほど会長が言われました保険で救済されるのでということがありましたが、事故から既に7年たっていますが、まだ民事は継続中で結論は出ておりません。というのは、やはり気持ちの問題もありまして、保険会社とすれば普通の交通事故として処理したい。でも、私たち遺族の立場とすれば、あの事故が普通の交通事故なのかという気持ちもあって、やはり長引いています。

通常の場合だといいますが、いろいろな状況の中で生活において困窮する人も出てくるだろうと思います。だから、どこかでけじめをつけて納得してしまわないといけなくて、気持ちを落ち着けるということは、被害者の立場からはなかなかストンと落ちるところには行きません。であれば、やはりそういう貸付けで、その間でも安心して生活できるのであれば非常に助かるのではないかと、私としてはそう思います。

○匂坂会長

ありがとうございました。
尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

今の貸付金のお話ですけれども、先ほど会長がおっしゃった過失犯への適用ということを考えてみれば、見舞金で適用するというのは理想的ではあるかもしれないのですけれども、貸付金で返すということを前提としたほうが、むしろ対象者を広げることは可能なのではないかと思います。ですから、交通犯罪の被害者であるとか、性被害はもちろん見舞金のほうがいいのかと思うのですが、見舞金の対象を限定するならば、貸付金の対象者は限定しないというほうが、貸付金の対象になっていく、もしそれができるならばというように考えます。

○匂坂会長

ありがとうございました。

次に、居住支援についてお話しさせていただきたいと思います。前回私のほうから、「一時的な利用のための住居の提供」という文言を削除したほうがよいのではないかと述べました。自宅が事件現場になった被害者遺族の方と、個人的にお話しする機会がありました。前回の意見については、私は賃貸の方を想定して述べたのですけれども、その遺族の方は自宅を所有しているということで、まだその自宅についてももちろん処分する気にはなれないし、そうすると一時的な利用のための住居の提供というのは必ず必要であると思っているとされました。

そのとおりであって、その話をお聞きして、やはり被害者・被害者遺族それぞれいろいろな御希望があって、それぞれの希望に沿った支援が必要であり、選択肢を増やすことが必要なのではないかと強く感じました。

長野県では、県営住宅について、警察庁のホームページによると、もう抽選によらずに入居できるという配慮が既に行われているということでございます。ただし、長野県下の市町村ではまだ行われていなかったり、抽選倍率の優遇にとどまるところが多いようです。被害直後に一時的な利用の公営住宅を提供するという、それを配慮するということは、

今後も迅速にさせていただきたいと思っております。

それに加えて、民間との提携についても少しお話しました。お住まいの住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者の方は非常に多いと伺っております。例えば、三重県ですと、不動産の協会との協定に基づいて、民間の賃貸物件の情報提供ですとか仲介手数料の免除とか受けられる制度があります。犯罪の被害に遭うと、心身への負担が大きい中で家を探すという負担はとても大きいものがありますので、優先的に情報提供を受けたり配慮していただくというのは、とても重要なのではないかと、心理的・経済的に少しでも軽くする必要があるのではないかと、補足の意見として述べさせていただきました。

ほかに前回の具体的な施策について、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。前回、尾崎委員のほうから、日常生活への支援が必要ではないかという御意見をいただきました。その必要性について、前回時間がなかったので十分御意見がいただけなかったもので、もう一度御説明をお願いいたします。

○尾崎委員

日常生活支援について、被害に遭った方は、その日から衣食住が全くできなくなったり、何も手がつかなくなるというような状況がございます。さらにお子さんがいらっしゃる、ケアをする人がいた場合のケアというものに手が回らなくなるという状況もございます。現在の日本の状況としては、被害者支援センターは、センターによっては一部そのような日常生活支援ができているところもあると伺っていますが、もちろん民間の機関ですので、そこまで求めるのは非常に難しいところだと私は考えております。

例えばひとり親家庭であるとか、障がい者、高齢者を対象とした日常生活に対するヘルパーの派遣などというのは、元々自治体が業務として、行っているものでございますので、もちろんその条件に合えば被害者の方でも受けられるというところは現状としてもございます。

ただ、ひとり親であるとか、今申し上げたような様々な条件をクリアしない被害者で、生活がその日から、食事に困っている、買い物に行かれないというような状況にある方の支援というのは、今、言葉を選ばずに言うと、日本では誰も、どこでもしていないというのが現状だと認識しています。ですので、その支援というのを、自治体の支援として入れていただきたいというのが私の意見でございます。

○匂坂会長

具体的な支援について、もう少し御説明いただけますか。

○尾崎委員

具体的には、家事援助者、ヘルパーの派遣、もしくは被害者の方の精神状態によっては、家に入られたくないという心情をお持ちの方もいらっしゃると思うので、その場合にはお食事を届ける配食サービスというような形を取って、両方選択できる自治体もございますし、また、一時保育費用ですね。裁判や事情聴取のなどのときにお子さんを連れていくのが難しいというときに、優先的に一時保育が受けられるような仕組みですとか、例えば、その日から住むところがなくなってしまって、どこかに避難しなければいけないという方

に、電化製品などや物品を貸与するというような形を取っている自治体も、現在はあるようです。

あとは介護、要介護者がいらっしゃる場合には介護支援者、これもヘルパーの派遣というものを取っているところもございますし、あとは、先ほど山本委員がおっしゃっていた子供への支援というところにもつながってくると思いますが、学校へ行けなくなってしまったお子さんへの教育的な、例えば家庭教師費用、通学の送迎費用、この辺りは市町村で持っているところも多いですけれども、そういうような支援をされている自治体もあるので、考えられる支援は非常に幅広いと思います。

○匂坂会長

ありがとうございます。そういう支援が必要だという理由ですが、やはり突然の被害によって、食事を作ったり清掃したりということすらできない方がいるという、そういう感じでしょうか。

○尾崎委員

私が話を伺っている被害者の方で、被害後半年以上、1年近く炊飯器のスイッチを押した記憶がないというような方もいらっしゃいますし、被害者の兄弟の方で、自分だけ取り残されたような気分になってケアが届いていないというような話も出てきております。生活が一変してしまうところだと思います。

○匂坂会長

そういったサービスを行うのは通常市町村が多いと思うのですが、県が行う場合としては、やはり居住する市町村へ依頼してその利用料を負担するなど、そういった金銭的な援助という感じになりますか。

○尾崎委員

県の施策として考えられることとしては、市町村でそのような仕組みの整備を援助する、支援するというのが一つですし、また、市町村によっては財政的な問題で難しいところであれば、その費用を少し県として負担ができないかということもあるかもしれないです。

○匂坂会長

市町村の条例がつくられるまで待っているというわけには、多分いかないと思いますので、私が調べたところによると、例えば、埼玉県は居住する市町村の社会福祉協議会などに依頼して、その利用料を県が負担するなど、そういう制度があると伺っています。そのような形で、県としても日常生活への支援ということは可能だと考えます。

○尾崎委員

そこから関連してくるのが、少し話が飛びますが、コーディネーターが県にいれば、各市町村に働きかけて、県からお金が出ますから社協に援助を依頼してくださいというような形が取れるということですね。

○匂坂会長

前回お話いただいたことでなくても何でもいいですので、ほかに何か具体的な施策について御説明などがあればお願いします。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

前回議論のあった二次被害の定義ですが、私はあの二次被害はなんぞやということで、定義を述べることはいいと思っていますが、内容の羅列をどこまで入れるかということですね。行政、司法のこともあるし、犯罪被害者の方が求める二次被害の定義がどこら辺にあるのかを踏まえて、もう一回見直したほうがいいのかという感じがします。

法規審査をいずれ通っていかないといけないのですが、県の法規審査は「てにをは」から始まって非常にシビアだと思います。納得させる条文にしないといけないので、あまり羅列をしてもいけないけれども、しかしながらどういった対象が二次被害を出しているのかということぐらいは、最低羅列したほうがいいと思います。少し抽象的ですが、匂坂会長、どうでしょうか。

○匂坂会長

ありがとうございました。前回の資料9「条例に盛り込む内容について(案)」の「2 定義」の(4)に二次的被害の定義が書かれています。この内容に加えて、例えばどのようなものを盛り込んだほうがいいと考えますか。

○宮坂委員

犯罪被害者の方のつくる条例案では、たしか司法、行政、事業者、報道も含めて、対象を羅列した上で、こういった被害だということを挙げたと思うんですね。最後には「等」をなるのでしょけれども、ある程度挙げないと、特定の部分だけを挙げてしまうと、それが二次被害のものだとなるので、いろいろな立場で二次被害を与えている場合が現実にはあるので、対象をもう少し増やしたほうがいいのかと思います。

○匂坂会長

ありがとうございます。

尾崎委員、いかがでしょうか。

○尾崎委員

二次被害の説明自体は、やはり具体例が挙げられているほうがいいというのは間違いないです。特に、啓発や教育にも関わってくるところだと思うので、どこにその教育・啓発活動をするのかという対象が、二次被害という定義でかかってくるのかと思いますが、難しいですね。

前回挙がっていた中で、行政や司法はあえて外してあるというのに違和感はありましたが、従来、二次被害を引き起こす機関としては、行政、司法、報道という三点ですが、報

道だけになっているのは、そこは違和感がありました。

本来ならば、自らを律するという形で（行政や司法が）入っているほうがいいと思いますけれども。

○匂坂会長

ありがとうございます。そうですね、前回の定義ですと、報道しか入っていなかったということがあるので、行政や司法の担当者など、そのような形で、本日、尾崎委員から配っていただいた（被害者が創る条例研究会の）条例案を参考にさせていただきたいと思えます。

○尾崎委員

行政・司法と書かせていただいております。

○匂坂会長

少し内容が違いますね。「行政及び司法の担当者並びに市民、事業者及びマスメディア関係者等による偏見」というふうになっていて、前回の盛り込む案では、「周囲の無理解」と書いてあったのが、二次被害を与える側が具体的に書いてあります。とても分かりやすい文言になっていますね。

山本委員、お願いします。

○山本委員

付け加えていいですか。私も常々二次被害で思うのは、誰しも、例えば近所の人がもし被害に遭ったとしたら、私も二次被害を与える加害者になり得る可能性があるということなんです。

だから、二次被害を与えるものが、例えば最初の原案に書いてある報道機関だけではなくて、誰しも自分がさらなる被害を加える者にならないように、ひと事ではなくて、自分事として考えて接するということが基本だと思うのです。そういう意味では、本当はここにあるように、行政及び司法、教育も書いてあってもいい気もしますが、担当者並びに市民等全て、その人を取り巻く社会の構成員全体が二次被害の加害者にならないように、自分たちも研修だとかリーフレットに目を通すとかしながら、その被害者に向かうみたいな、そういうことがやはり条例としては書いてほしいなと、今、尾崎委員のお話を聞いて思いました。

以上です。

○匂坂会長

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○山本委員

そのほかのことでいいですか。今回配られた資料1の条例についての主な御意見を拝見

させていただきまして、私は職業柄、どうしても心情などそういうことに関心が向くせい
か、この責務等について「被害者の置かれた立場についてしっかりと理解した上で、その
被害者のニーズに沿った対応ができるように、という意味合いでの『孤立をさせない』と
いう文言を盛り込んだほうがいい」と書いてありまして、まさにそのとおりだと思うので
す。

先ほど日常生活支援の大切さなどのお話も出たんですけども、そういうことにも通じ
るのが「孤立させない」、独りではないんだ、周りでいくらかでもサポートするんだみたい
な、そういうことが被害に遭った方を少しでも楽にして、気持ちを重症化させないみたい
な、そういうことに働くかと思いますので、どこに盛り込むかはいろいろあるのでしょう
けれども、この「孤立させない」ということは盛り込んでいただきたいと思った次第です。

○匂坂会長

ありがとうございます。

これは、先ほど言った(前回の資料9の)盛り込む内容の「4 県民の責務」の中でそう
いう意見が出たと記憶しております。

ただ、この意見に対しては、川上委員のほうから別の意見も出ていたところですよ。もう
一度お願いします。

○川上委員

この間は関わってほしくないという話もさせていただいたのですが、あれからいろいろ
考えてみて、自分のときにどうだったのか、要するに、被害者支援の関係のことは、私が
被害に遭うまでであるということすら知りませんでした。警察で事情聴取を受けたときに、
このリーフレットを一式いただいて、こういうことがあります、こういうことが県警のほ
うではできます、支援センターというものもあってという冊子をいただきました。

当時の自分の心境で言いますと、事故から1週間ほどたった時点でこういうものをいた
だいたのですが、私たち家族、それから息子のお嫁さんもいたものですから、自分がしっ
かりしていなければいけないということで、こういう相談には行かなかったです。今、何
であんなふうを考えていたのかと思うのですが、気の弱いところを見せたら終わり
だというのを、そのときものすごく強く思っていたんです。それで乗り切ってきたところ
もあります。

今になれば、事情聴取を受けたときに、逆に接触をいただいたほうが、こういうお話を
素直に聞けたのではないかと思うんです。どう言ってもいいか分かりませんが、やはりどち
らかというと被害者側から相談をかけないとなつながらないのだと思うのです。逆にセンタ
ーとか県警のほうから積極的に、受けてくださいとかそういう話にはなりませんので、こ
こをつなぐ手立て、いかに相談をしやすくするかという、ここが孤立ということにはなら
ないかなと今は思うのですが、やはりそのときには、近所にも会いたくないし、世間と少
し断絶したいという気持ちもほうが強く出てしましまして、気持ちを聞いてもらうためだ
けのところならば電話をしないでおうという、私はそういう動き方を取ってしまったの
で、ここは、そういうことではなくて、自分に対してこれからこういう支援をしていただ
ける、こういうことがこれからあるので支援をいただけるということを積極的に逆に言っ

ていただければ助かるなど今思っています。

やはり県警の支援室や支援センターのリーフレットはありますけれども、行政、市町村からの接触というのは基本的にないと思うので、その接触する機会をどこかでうたっただけであれば助かるのではないかと、言い方が下手なので分かりませんが、その辺りの思いも、ある程度盛り込んでいただくのが一番いいのかなと思っています。

○山本委員

いいですか。私、今の川上委員の御発言はとても大事なことだと思うのですが、やはり被害に遭った直後は、むしろほっといてくれ、構わないでくれ、口を突っ込まないでくれみたいな、自分の殻にまず閉じこもるといって、自分の周囲を守ることがまず基本になるのではないかなと思うのです。

そういうときに、無遠慮に、こういう方法がありますよ、こういうことがありますよといろいろ言われても頭に入らないだろうと思うし、うるさいとかそういうお気持ちになるのではないかなと思いました。

しばらくたつと、もしかしたら、ある程度落ち着いてくると、こんなことも困るからちょっと相談してみたいとか、この辺の助けがあると楽かなみたいな、そういうお気持ちになるのかなと思うのですが、そこまでなる期間は、恐らく人によっても事案によっても多分違うのですよね。

ですから、条例なのであまり細かく書くことはできないと思うのだけれども、変なおせっかいいいならず、かといってこうやりなさい、こうやって当然だみたいな上から目線ではなくて、むしろ一番初めに勾坂先生が住宅のことも言ったように、チョイスできる。今の時点で私はこれをしたい、今はほっといてほしい、これが欲しいみたいな、幾つかメニューがあって、取りあえず今必要なのはこれだみたいにする、上から与えられるのではなくて選ぶような、そういう体制とか施策で、具体的にどう設定したらそれができるのかよく分からないのですが、そういうことが必要かなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○川上委員

そうですね。私も考えているのは、顔つなぎといいますが、コーディネーターの方と名刺交換でもしておけば、後からでも電話ができたかもしれないです。事件から3か月もたってしまうとなかなか電話しにくい、何をどう報告していいのかと逆に遠ざけてしまうようなところがあって、やはり信頼できるコーディネーターの方なりと顔合わせを1回しておくことも大事なのではないかなと思います。

○宮坂委員

今、川上さんがおっしゃったことは、今はこちらから、要するに警察側からこういうセンターがこういう役割をしているのですが、この事案の概要を私どもセンターにお伝えしてもいいですかということで問いかけています。

それは26年でしたか、川上さんの御子息が被害を受けた年だったか、ちょうど境目になるとは思いますが、今は早期援助団体に私どものセンターが指定されていますので、川上

さんのような事案があれば、扱った警察署で、こういうセンターがあります、こういう相談を受けています、住所・氏名・概要をお伝えしてもよろしいですかということで同意を求めて、川上さんのほうで分かりましたということでなれば、私どもに限られた内容の情報提供がなされるようなシステムになっていますので、もしそのときにそういう説明があれば、きっとそういう投げかけができたんでしょうけれども、もし早期援助団体の指定がまだなっていない時期だったような気がするので、なければきっとそんな説明もなかったと思います。

もちろん川上さんのほうで、それは必要ないと拒否されれば別ですけども、あれば、私どもがすぐ声をかけることができたのかなと、ちょうど境目だったかもしれません。

○川上委員

もしかしたらそうしたかもしれないです。

○宮坂委員

今はそういう制度がありますので、丁寧に説明をして同意を取って、私どもに情報提供がされていると理解しております。付け加えさせていただきました。

○匂坂会長

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

今のお話ですが、川上さんのおっしゃるように、恐らく早期援助団体に情報提供していても、「ノー」とそのときは言うという被害者の声はちらほら聞きます。その後必要になってアクセスができない。また、センターの場合は早期援助団体ということで、被害者の情報が行くけれども、県と警察の間では情報提供には被害者の同意が必要ということになります。それがいつの時点での同意なのかが、事件直後には要らないけれども後で必要になったときに、今度はなかなか連絡が取りづらいというのは、幾つかの自治体でもお話は聞くところです。

○匂坂会長

ありがとうございました。

それではここで、感染症対策のためいったん換気の時間を取り、休憩したいと思います。時間は約5分間としまして、11時15分を目安に再開したいと思います。

(休 憩)

○匂坂会長

それでは、休憩前に引き続き議事を再開したいと思います。

引き続き、委員の皆様から御意見などございましたらお願いいたします。

それでは、匂坂から、前回私から民事的な損害賠償請求の支援、情報提供、刑事手続参

加についての支援・情報提供という規定を入れることを検討してほしいと述べましたので、その補足を述べさせていただきます。

犯罪被害直後に、様々な分からないことがあって法的なアドバイスを受けたいと希望される方がおります。例えば、まず、被害届を出すかどうか、告訴するかどうか、加害者や加害者側の弁護士への対応、示談の交渉、マスコミ対応、損害賠償命令・損害賠償請求について、どのようにしたらいいかというそういう御相談をされたいという方がいらっしゃいます。精神的に不安定な状況で、刑事手続が一体どのように進むのかとか、民事的に損害賠償請求ができるのか、被害者が自分で対応することが困難で、弁護士に依頼したいというような御希望を持つことは容易に想像がつくことと思います。その前提として、法律相談料の補助ということが必要だと考えます。

日本司法支援センター、いわゆる法テラスがあるのではないかとというふうに思われるかもしれませんが。確かに現在民事的な相談は、収入の一定の条件を満たす場合には、法テラスの民事法律扶助制度というのを利用して、無料で法律相談を受けることができます。しかし、収入の一定の条件を満たす場合に限定されているということと、その場合、配偶者がいる場合ですとか、この条件に当てはまらない方も一定数いらっしゃいます。

現在、性被害の方の場合、県の性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」からの紹介ですと、無料の法律相談が受けられます。しかし、そのルートが法テラスからの紹介だと無料にならないと、そういう運用の問題もございます。いわゆる弁護士からの持ち込み、こういう犯罪に遭ったという方の相談を受けたいけれども無料にしてもらいたいという、そういう持ち込みの形でも無料にしていだけるような制度設計をお願いしたいと思っております。

また、法テラスの法律扶助制度は、刑事手続の法律相談については利用できません。刑事手続で被害届を出すとか、告訴をしたいとか、そういう御相談については有料になってしまいます。また、弁護士に依頼するという場合、法テラスを利用して毎月分割で償還する、弁護士費用を法テラスが立て替えて分割で償還するということができます。あくまで立て替えですので、裁判で勝っても、例えば加害者が刑務所に行ったなどの理由で回収できない場合があります。この費用は支払わなくてはなりません。このように弁護士費用を助成する必要があると考えます。東京都中野区では、法テラスの民事法律扶助を利用した場合の費用を助成する制度があります。

民事訴訟で判決をもらっても回収できない場合があることは述べました。殺人事件など重大事件の場合、刑期が長くなって一層その傾向があります。判決の損害賠償債権も10年で消滅時効にかかります。10年たってしまうともらうことができなくなる、請求することができなくなってしまう、請求してももう時効だと言われてしまうということです。

同じ内容の判決をそのままもらうだけのために、再訴、再び訴訟を提起しなければなりません。金額が大きい場合、裁判所に支払う印紙代が高くつきますし、郵便切手代も裁判所に支払う必要があります。そのための費用の助成の必要があると考えます。大阪府や明石市にその制度があります。

刑事手続に付随する犯罪被害者の弁護士費用について、国からお金が出るのは、刑事裁判に被害者参加する場合です。これも、一定の資力要件があります。被害者参加の対象となる犯罪など、一定の犯罪の刑事手続に付随する示談交渉の委任などについては、日弁連

で弁護士会の会費で運用している制度があります。資力要件がありますが、示談金の受領など、現実に利益を得た場合には、負担金、成功報酬が発生します。これについて日弁連では、国費化するよう働きかけていますが、いつ実現するかは分かりません。

このような裁判の前の援助制度というのは、私のほうで確認したところ、援助するような条例は見当たりませんでした。犯罪被害者は全く自分に責任がないのに急な被害に遭う、そういった方の被害の回復を願う、それだけのために御自分の資産から負担しなくてはならないという、それはやはり何とか県で援助するなど、そのような制度を検討していただきたいと思います。

ほかに何か御意見などございませんでしょうか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

宮坂会長の意見は、要するに弁護士費用の助成を検討してもらえないかということですね。これは思い切った施策だと思いますが、県レベルではきっと、それは国の施策ではないかという意見も聞こえてきそうな感じもします。大阪や明石では思い切った施策を取っています。考え方とすれば賛成ですが、今の国の被告人と被害者の制度を見直していかないと、本当は解決できない問題だとは思いますが。

当センターの対応はどうか少し申し上げますと、中には、法律相談という形で、私のこの事件は一体どういうふうに刑事的には流れていくんでしょうかという基本的なことが分からない方が結構います。そこで法律相談という形で弁護士会のほうで弁護士さんのほうにつないでいく場合があります。これは規定によって、今は30分5,000円ですか。30分では足りないので1時間近くなるので、1万円まで、1回については私ども当センターの予算の中で負担しているのです。ただ、それ以上の場合は予算的にできません。

恐らく会長がおっしゃったことは、それ以上の弁護士費用の助成をというお考えだと思いますが、これは県レベルでどうお考えいただけるか。思い切って、先ほどのように長野県条例として突っ込むかどうかということに関わってくると思いますが、考え方については賛成です。当センターでは、そんなささやかなことをやっているというお話をしました。

以上です。

○宮坂会長

ありがとうございます。

ほかに何か御意見とかありませんでしょうか。

お願いします。

○尾崎委員

前回の会議のときに、少し言葉足らずのところがあったかと思うので、県の窓口の重要性というところを、もう一度補足的にお話しておきたいと思います。

先ほど来出ているように、具体的な支援、日常生活などの支援もそうですし、福祉保険の支援なども、(参考でお配りした)冊子の中では、こういった支援は市町村で実施するというのがベースになっていると思うのですが、その中で、では県が何をするのかという

のは、先ほどの埼玉県などの例もありますが、県にコーディネーターがいると、そこに社会福祉士なり、精神保健福祉士なり、臨床心理士、公認心理師など、要するに対人専門職の人が県にいるというのが、まず重要であると。

これは、根拠としては、対人職の専門職がいる窓口ほど相談数が多いというのは、既に国の会議などでも出てきているところですので、声が出せない被害者の声を拾い上げられるという対人専門職が県にいるということが、一つ大事かと思えます。

専門職については、市町村にも置くことは本来ならば必要などころではありますが、長野県の70以上の市町村で全てに社会福祉士や心理職の人が置けるとは、これは財政上も難しいだろうということを考えると、市町村の行政職員の方が、このような事件のときにどうしたらいいだろうと、どういう対応ができるでしょうかということが相談できるような専門職員が県にすることが、まず大切かなと思えます。

それから、先ほど少し休憩中にお話をしていたのですが、小さな市町村に暮らしている方ですと、市役所に行くことに心理的な負担が逆にあるという方もいらっしゃると思います。そのような場合には県というところに相談に行って、（被害者が受けられる支援の資源は市町村が持っていることが多いので）話としては少し遠回りにはなるのですが、被害者にとっては県のほうが話しやすければ県の窓口に行って、そこから市町村の資源を使うというようなルートも一つ考えられると思います。

もう一つは、前回の会議のときに話をしたと思えますが、広域的に起こった県内だけではなく県外も含めての広域事件が起こった場合や、市町村レベルでは対応し切れない重大な問題が起こった場合には、県が積極的に中心となって対応するという意味合いがありますので、いずれの場合にしても専門的な知識がある人が、それも専従の職員が県にすることが重要であろうと考えております。

前回、あまりうまく説明できなかったところがありましたので、補足させていただきました。

○匂坂会長

ありがとうございました。小さな自治体の場合には説明がしにくいという、そういう方がいらっしゃるということについて、もう少し補足的に説明していただけますか。

川上委員からですね。

○川上委員

私の場合もそうですが、市の職員で対応しています。身近なところへ自分の相談事を相談しにくい、これは心理的にきついです。私の住んでいる塩尻でもそうなので、小さい市町村の場合は、特に隣近所の方がもしかしたら担当されている可能性も大いにある。そこへ相談に行かれるかと言われると、非常に疑ってしまいます。どちらかという、遠い上の段階のところへ相談に行けるのであれば、そのほうが助かりますし、塩尻では松本の合同庁舎とか、そういうところに相談に行けるというのであれば、一番いいのかなと思います。

○匂坂会長

顔見知りの方がいらっしやったり、そういう感じですか。

○川上委員

そうですね。やはり小さい市町村が多いので、私の周りでも職員はいっぱいいますので、それは感じます。

○匂坂会長

ありがとうございます。
山本委員、お願いします。

○山本委員

今の尾崎委員、川上委員の意見はごもっともなんですけれども、私も児童相談所におりましたので、町役場や村役場に行くと、知っている人がいるから相談したくないという声は重々あると思います。

もう一つ、確かに県にコーディネーターとして専門職を、しかも専従で置くということは大事なことだと思うのですが、長野県は広いので、県庁に1人だけいてもなかなか難しいと思います。ですから、その辺がどこまで置けるか、そもそもコーディネーターが配置できるかあるかと思いますが、せめて10圏域、それが無理だったらせめて4ブロックとか、そのぐらいのところには置いてもらわないと、1人いてもなかなか現実には回らないのではないかと思っています。

以上です。

○匂坂会長

ありがとうございます。

今、広域的な支援というお話がありました。前回少し話で出ましたが、県外で発生した事件ですとか、県外に発生した事件でも県内に御遺族が居住していた方への支援、県外で発生した事件の被害者等が長野県に支援を必要とする場合や、逆に、県民でない方が長野県内で被害に遭った、そういう場合もあると思うのですが、そういった場合の支援について、この前尻切れトンボになっていたようなので、宮坂委員、何か経験などで、例えばどういう支援が必要だとお考えでしょうか。

○宮坂委員

実態としては、県外で犯罪被害に遭った方の御家族が長野県内に住んでいたという場合は、発生地であるその県の犯罪被害者支援センターを通じて私たちのところに連絡が来るようになっているんですね。これは、ネットワークの考え方で、どこにいても同じように被害者支援ができるというのが理念の一つになっているので、そういうことの現れだと思います。

実態としては、他県で、例えば娘さんが殺害されてしまった、御遺族の方が県内に住んでいるという場合に、具体的に御家族の方と面談をしたり、公判がそちらの県であれば連絡を取って、向こうの支援センターの人に行ってもらったりという例はあります。

逆に今度は、軽井沢のバス事故は私が支援センターに入る前の話ですが、大勢の方が亡くなったり重軽傷を負ったりしたのは、皆さん他県の方でした。けれども、事故の発生は軽井沢なので、県警が当然捜査して起訴していくのでしょうかけれども、では犯罪被害者支援はどうするかという問題があります。

これは聞いた話ですが、当時は理事長以下何人かが軽井沢に馳せ参じて、公民館をお借りして、大勢の被害者遺族の方が来て、相談に応じたのが何日か続いたということ聞いています。ここに、今度条例ができたかどうかという問題ですね。支援センターだけで動いていくのではなくて、今度県条例ができたなら、県が音頭を取って県警と連携を取って、民間の支援団体もそうですが、そして、軽井沢に条例がないから動かないということはないと思いますが、連携という言葉で濁して申し訳ないのですが、連携を取って対応していくことになろうかと思えます。

それにはやはり条文を一つ入れておかないと、やらなくてもいいのだということになってしまって、それは現実の対応とのギャップが出てきます。そういうことだと思います。

○匂坂会長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

○宮坂委員

もう一点よろしいですか。先ほど尾崎委員から、生活支援の話がありました。恥ずかしながら、当センターの役割の中には、実は生活支援という概念はあります。けれど、現実的にはできないのです。そんな体制もないし、人もいないし、お金もないし。だから大手を振って、皆さんのところで講演をするときに生活支援もやっていますよと言えないので、恥ずかしながら、その言葉は発しないています。でも、概念とすれば生活支援は必要なのです。先ほど尾崎委員から細かく、こういうこと、ああいうことと出ました。それを県条例でやるのかという問題があるわけです。

でも、先ほどの議論を聞いていると、社協がOKすればいいじゃないとか、県レベルで市町村にお願いして対応したらどうかと。そうすると、県レベルで市町村に対してお願いができるという前提でなければいけないです。「いや、私ら対等だからそんなことできませんよ」となると、この話題は、長野県77市町村ありますが、ほとんど生活支援ができなくなってしまいます。坂城に条例はありますが、その項目は確かなかったと思います。ほかの市町村で条例を制定するまで待つてはいられないです。

ですから、社協が手を挙げて「私どもがやります。でも、中身は知りません」と言ってくれば、それは県レベルの条例では、連携という言葉に統一されるのか分かりませんが、できるのではないかと思います。センターの実情を踏まえて、今のお話をさせていただきました。生活支援ができるようになれば、それはすごいことだと思います。全国では、やっているセンターはないのでしょうか。都はどうですか。

○尾崎委員

東京都はやっていないと思います。群馬県では、社協とセンターが連携しているという

ことは伺ったことがあります、恐らく多くのセンターでは人手とお金の問題でできないというのは重々分かっておりますので、そういうところだと思います。

○匂坂会長

ありがとうございました。

匂坂の経験から言うと、障害者や高齢者への支援をやっているの、それを犯罪被害者についても広げたい、そういう形でも既にヘルパーの制度はございますので、それを広げてそういう形でできないかと思えます。

私のほうから、前回捜査の過程における配慮について、警察に返答していただきたいと述べました。最近、立川の19歳の少年による殺人事件に関し、被害者の氏名・職業が広く報道されるということがありました。亡くなった被害者及び遺族が、報道を望まれないと思われるような職業であったため、世間の避難を浴びました。警察による被害者の実名報道、匿名発表については、犯罪被害者等の実名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえて、プライバシーの保護、発表することの公益性など、様々な事情を総合的に考えて、個別具体的な、案件ごとに適切な発表になるように配慮することも、警察に対して求めたいと私は考えております。このことは、平成17年12月に閣議決定された第1次犯罪被害者基本計画から盛り込まれていることです。

やはり、過剰な取材、実名報道を望まない被害者が実名報道されることによって、第三者に被害が知れ渡って、誹謗中傷や心無い言動を受けたりプライバシー侵害を受けたりするという二次被害があるということは厳然たる事実であって、警察におかれましては、まず犯罪被害者などが実名報道を望むかどうか、匿名報道を望むかどうかをきちんと確認していただいて、その上で犯罪被害者等から匿名にしてほしいという要望があった場合には、警察が最大限尊重するというふうにしていただきたいと思っております。

逆に、犯罪被害者などが実名報道を望んでいるのに警察がその意思を無視して匿名発表とすることも、あってはならないと考えております。条例に盛り込むかどうかは全然別ですけども、警察には、ぜひそういうことをお願いしたいと思っております。

ほかに何か、皆さん御意見などございますでしょうか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

資料2の最後の人材の育成ですが、どこまで対象にするのかというところで、「広くとった方がいい」と、少し漠然とした記述にとどまっているので、検討しておく必要があるかと思えます。

まず、支援に従事するというだけでなく、支援に関わるということで、広く考えたほうがいいと思います。実際に支援を提供するだけではなくて、支援を提供するところにつながる人材まで本来なら育成するべきだと思います。

これは市町村単位に若干なってくるころはあるので、県単位ではどこまでやるのかは、県が市町村に働きかけて、市町村がまた検証するということになるかもしれませんが、例えば、具体例を申し上げますと、自治体によっては、対象者を保健師や民生委員まで広く

とっています。これは虐待などもそうですけれども、その知識があれば、この人は被害者なのではないかという、支援が受けられるのに声が上げられない、つながっていないという人を拾い上げるということが可能です。犯罪被害者に関する知識をかなり自治体の広い範囲の職員が持っているということ、被害者支援窓口のことをきちんと知っていて、具体的支援の内容まではともかくとしても、そこでの対象者になるんじゃないかという辺りまでの知識は、本来ならば全職員が知っていなければいけないということだと思います。

これは、行政の窓口の職員もそうだと思います。住宅に関連するところ、医療に関連するところ、どこかの窓口に来たときに、これは被害者支援窓口に情報を流す案件だということに気づくかどうかという、そこまでの教育というのが必要かなと考えております。なので、かなり対象者は、私が考えているのは広いというところでございます。

○匂坂会長

ありがとうございます。
宮坂委員。

○宮坂委員

今の確認ですが、尾崎委員、そうすると、支援に従事する人材の養成の中には、教育とか広報・啓発、研修、会議、そういうのを具体化しなくて大丈夫ですか。必要な施策として固まっているのですが。

○尾崎委員

必要な施策を講じるということになっていきますので、もう少し具体化して条例の条文として入れたほうがいいかなと思います。

もう一つ付け加えると、教育というキーワードで思い出しましたが、教育関係者も、本来ならばその対象ですね。学校関係者、その辺りは山本委員に補足いただいたほうがいいかもしれません。

○匂坂会長

山本委員、お願いします。

○山本委員

どう切り分けるかということかと思います。例えば、最初県で出してくださった資料9で、条例に盛り込む内容の8の基本的な施策の(7)に県民理解の促進があって、(9)に支援に従事する人材の養成とあります。例えば、今、自殺などにしたらゲートキーパーだとか、災害支援だとサイコロジカル・ファーストエイドみたいな、一般の人もある程度の知識を持って関わることができるようにという観点で、結構いろいろな地域の社会資源、人材育成と言っているのか難しいですが、関連する人のそういうことはやっていると思うのです。

だから、一般の啓発活動よりも、かといって専門的ないわゆるプロとしてではなくてその中間層、でも現実に、恐らく多くの被害者なり被害者の御家族なりが接する方というの

は、特殊なプロミたいなところよりも、むしろこの中間層だと思うのです。まさに日常生活であれ、役場の窓口の職員、あるいは教育の関係者。

だから、いわゆる支援に従事する人材の養成と県民理解の促進の間に一つ、何と云うか分からないけれども、そういう何とかキーパーになるのか、何とかファーストエイドになるのか分かりませんが、そういう方たちを対象にした研修なり啓発活動をするということが、逆に一番先に話した二次被害を防ぐということにもつながると思うのです。

だから、それかなと思うのですけれども、それを具体的にどうするかというと、すみません、よく分かりません。

○匂坂会長

ありがとうございました。

それでは、時間が参りましたので、ここで検討事項を終わりにしたいと思います。

議事は以上となりますが、議事全体を通して、委員から何か御意見などございますか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

先ほど来話されていますが、条例で制定をするというのは相当なエネルギーが要ると思います。担当の皆さんには本当に御足労願うのですが、もし4月1日が施行の予定で頑張っているということならば、もうその時点では、全国で32県以上、要するに決して早くないのです。決して早くない中で、最大公約数だけの条例を作っているのかという気持ちもあります。

ですから、先ほど来出ている中で、ここは長野県よくやったと言われるかどうかは、担当部局の法令審査に関わる力に関わってくると思います。前回と今回2回にわたって、いわゆる料理で言えば材料をいっぱい出しました。肉から、魚から、野菜から、漬物まで。さて、県レベルでどうそれを料理するか。できることとできないことはあると思いますが、できないことをできるようにするのが条例だと思います。頑張ってください。応援のエネルギーでございます。

以上です。

○匂坂会長

ありがとうございました。

委員各位には、円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

以上で本日の議事を終わらせていただきます。

進行を事務局にお返しします。

○東補佐

匂坂会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

会長におかれましては、議事進行いただきましてありがとうございました。

4 その他

○東補佐

続きまして次第の4その他でございます。次回の開催日程は9月頃を予定しております。具体的な日時につきましては、委員の皆様とも調整の上、改めて事務局から御案内をいたします。

連絡事項について、質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後に、人権・男女共同参画課長の柳沢から、閉会の御挨拶を申し上げます。

5 閉会

○柳沢課長

委員の皆様、本日、前回に引き続きになりますけれども、深くまで様々な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。これから、前回、本日といただきました意見をしっかりと受け止めまして、庁内のほうで、できること、できないことの整理、検討をした上で、先ほどの説明の中で申し上げましたけれども、次回には、この部会としての案のようなものが取りまとめられるように、私どもの考えなりを整理してお示しできればと考えております。

なかなか、宮坂委員さんがおっしゃっていただいたとおり大変な作業もありまして、思うように行かない部分もあつたり、遅れるところもあるかもしれません。その辺、できることであれば御容赦いただきながら、お願いできればと思います。

引き続き一所懸命やってまいりますので、委員の皆様にも、もし次回までにお気づきの点、思い出した点があればお伝えいただければと思います。

本当に本日はありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

○東補佐

以上をもちまして、第2回長野県犯罪被害者等支援条例検討部会を閉じさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。